

2014年版 加藤光大の社労士合格レッスン 過去問題集  
【法改正・正誤のお知らせ】

(3609)

平成26年6月12日  
株式会社新報社 書籍編集部  
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

択一問題		
ページ・位置	改正前	改正後
P236 雇保H22 問2 肢D 問題 上1行目	平成26年	平成 <b>29</b> 年
P239 雇保H17 問3 肢E 解説	離職の日の～特定受給資格者となります。 <b>注意</b>	削除
P239 雇保H17 問3 肢E 解説 最終行に追加	<p>特定受給資格者となるのは、次のいずれかに該当する場合は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離職の日の属する月の<b>前6月</b>のうちいずれか<b>連続した3カ月以上</b>の期間において労働基準法36条1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと</li> <li>● 離職の日の属する月の<b>前6月</b>のうちいずれかの月において1月当たり <b>100 時間を超える時間外労働</b>が行われたこと</li> <li>● 離職の日の属する月の<b>前6月</b>のうちいずれか<b>連続した2カ月以上</b>の期間の時間外労働時間を平均し1月当たり <b>80 時間を超える時間外労働</b>が行われたこと</li> </ul>	
P275 雇保H18 問6 肢A 解説 <b>ポイント</b>	再就職手当、常用就職支度手当	再就職手当、 <b>就業促進定着手当</b> 、常用就職支度手当
P275 雇保H18 問6 肢A 解説 図		
P289 雇保H23 問6 肢E 解説文 上4行目に追加	<p>なお、支給額を「100分の67」の割合で算定する場合は、賃金が「休業開始時賃金日額×支給日数×13/100」以下である場合、育児休業給付金の額が変動しません。</p>	
P316 徴収H17 労災問9 肢C 問題 上2行目	請負金額に所定の労務費率を乗じて得た額～	請負金額( <b>当分の間は、請負金額に108分の105を乗じて得た額</b> )に所定の労務費率を乗じて得た額～
P317 徴収H17 労災問9 肢C 解説 欄外	法11条3項、則12条、13条1項	法11条3項、則12条、13条1項、 <b>附則1条の2</b>
P317 徴収H17 労災問9 肢C 解説の表内	請負金額×労務費率	請負金額×労務費率 <b>※ 当分の間、「請負金額」とあるのは、「請負金額×108分の105」とします。</b>
P326 徴収H21 雇保問10 問題 上1・8・11行目	平成25年度	平成 <b>26</b> 年度

P332 徴収H24 雇保問10 肢B 問題 上3行目	平成25年1月20日に	平成 <b>26</b> 年1月20日に												
P332 徴収H24 雇保問10 肢B 問題 上4～5行目	平成24年度	平成 <b>25</b> 年度												
P332 徴収H24 雇保問10 肢E 問題 上1行目	平成25年3月20日締切り、翌月5日支払の月額賃金は、平成24年度保険料の～	平成 <b>26</b> 年3月20日締切り、翌月5日支払の月額賃金は、平成 <b>25</b> 年度保険料の～												
P333 徴収H24 雇保問10 肢B 解説 上1・2行目	平成24年度	平成 <b>25</b> 年度												
P333 徴収H24 雇保問10 肢B 解説 上4行目	平成25年度	平成 <b>26</b> 年度												
P333 徴収H24 雇保問10 肢B 解説 図	平成24年度	平成 <b>25</b> 年度												
P333 徴収H24 雇保問10 肢E 解説 上1～2行目	平成24年度中に支払が確定した賃金は、平成24年度中に～平成24年度の～	平成 <b>25</b> 年度中に支払が確定した賃金は、平成 <b>25</b> 年度中に～平成 <b>25</b> 年度の～												
P342 徴収H25 労災問10 肢B 問題 上1行目	平成22年度から同24年度までの	平成 <b>23</b> 年度から同 <b>25</b> 年度までの												
P342 徴収H25 労災問10 肢B 問題 上3～4行目	平成25年度の	平成 <b>26</b> 年度の												
P343 徴収H25 労災問10 肢B 解説 上1行目	「平成25年度」とあるのは、「平成26年度」です。	「平成 <b>26</b> 年度」とあるのは、「平成 <b>27</b> 年度」です。												
P391 労一H19 問5 肢D 解説 上2行目	平成24年調査	平成 <b>25</b> 年調査												
P391 労一H19 問5 肢D 解説 表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成24年調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～54歳</td> <td>423,700円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>256,600円</td> </tr> </tbody> </table>	平成24年調査		50～54歳	423,700円	45～49歳	256,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成<b>25</b>年調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～54歳</td> <td><b>417,700円</b></td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td><b>256,900円</b></td> </tr> </tbody> </table>	平成 <b>25</b> 年調査		50～54歳	<b>417,700円</b>	45～49歳	<b>256,900円</b>
平成24年調査														
50～54歳	423,700円													
45～49歳	256,600円													
平成 <b>25</b> 年調査														
50～54歳	<b>417,700円</b>													
45～49歳	<b>256,900円</b>													
P391 労一H19 問5 肢D 解説文の最終行に追加	なお、平成25年調査により学歴別に賃金がピークとなる年齢階級をみると、男性では、大学・大学院卒、高専・短大卒及び高校卒のすべての学歴において50～54歳となっています。													
P391 労一H19 問5 肢E 解説 上2～3行目	平成24年調査	平成 <b>25</b> 年調査												
P404 労一H20 問3 肢B 解説 <b>参考</b> 1行目	平成24年調査	平成 <b>25</b> 年調査												
P439 労一H23 問2 肢A 解説 表の最終段に追加	平成25年	17.7%												
P439 労一H23 問2 肢A 解説 <b>参考</b> 3行目に追加	平成25年調査では、6.5%となっています。													

P501 健保H21 問6 肢A 解説 最終行	※ 平成 25 年度	※ 平成 26 年3月 31 日以前に 70 歳に達した被扶養者														
P504 健保H24 問1 肢E 問題 最終行	(平成 26 年 3 月 31 日までは	(平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した被保険者は														
P505 健保H24 問1 肢E 解説 最終行	※ 平成 25 年度は、	※ 平成 26 年3月 31 日以前に 70 歳に達した被保険者は、														
P621 国年H24 問6 肢B 解説 表	基準月が平成 25 年度に属する場合の額	基準月が平成 26 年度に属する場合の額														
	45, 120 円	45,750 円														
	90, 240 円	91,500 円														
	135, 360 円	137,250 円														
	180, 480 円	183,000 円														
	225, 600 円	228,750 円														
	270, 720 円	274,500 円														
P802 厚年H21 問4 肢E 問題 最終行	⑤兄弟姉妹の順位である。	⑤兄弟姉妹、⑥これらの者以外の三親等内の親族の順位である。														
P803 厚年H21 問4 肢E 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント</span> すべて差し替え	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント</span> 未支給の保険給付を請求することができる遺族の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の三親等内の親族、の順です。															
P803 厚年H21 問4 肢E 解説 欄外	法 37 条 4 項	法 37 条 4 項、 <b>令3条の2</b>														
P815 厚年H23 問10 肢D 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント</span> 上 2 行目の下に追加	⇒政令で定める順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の三親等内の親族、の順です。															
選択式問題																
P 953 労一H25 問4 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考</span> に追加	平成 25 年障害者雇用状況の集計結果により障害者の雇用状況(法定雇用率達成企業の割合)を企業規模別にみると、次表のとおりであり、すべての規模において 50%を下回っています。															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>企業規模</td> <td>50～56 人未満</td> <td>56～100 人未満</td> <td>100～300 人未満</td> <td>300～500 人未満</td> <td>500～ 1,000 人未満</td> <td>1,000 人 以上</td> </tr> <tr> <td>達成割合</td> <td>34.5%</td> <td>44.5%</td> <td>43.5%</td> <td>39.7%</td> <td>37.6%</td> <td>41.7%</td> </tr> </table>		企業規模	50～56 人未満	56～100 人未満	100～300 人未満	300～500 人未満	500～ 1,000 人未満	1,000 人 以上	達成割合	34.5%	44.5%	43.5%	39.7%	37.6%	41.7%
企業規模	50～56 人未満	56～100 人未満	100～300 人未満	300～500 人未満	500～ 1,000 人未満	1,000 人 以上										
達成割合	34.5%	44.5%	43.5%	39.7%	37.6%	41.7%										
P971 健保H25 問6 解説 表	620, 000 円※	<b>560,000 円</b>														
P 971 健保H25 問6 解説 下 4 行目	※ 平成 25 年度については特例により「560, 000 円」とされています。	削除														
P 982 国年H24 問8 問題文 下 2～1 行目	平成 25 年度は	平成 26 年度は														
P 982 国年H24 問8 選択肢内	⑨15, 040 ⑪14, 980	⑨ <b>15,250</b> ⑪ <b>15,040</b>														
P 983 国年H24 問8 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">正解</span> E	⑨15, 040	⑨ <b>15,250</b>														

<p>P983 国年H24 問8 解説 上10～12行目</p>	<p>平成25年度の法定額は「15,820円」、同じく保険料改定率は「0.951」なので、保険料額は「15,040円」となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>保険料額（平成25年度）= 15,820円 × 0.951 = 15,044.82円 = 15,040円</p> </div>	<p>平成26年度の法定額は「16,100円」、同じく保険料改定率は「0.947」なので、保険料額は「15,250円」となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>保険料額（平成26年度）= 16,100円 × 0.947 = 15,246.7円 = 15,250円</p> </div>												
<p>P983 国年H24 問8 解説 表</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">0.951</td> <td style="width: 50%;"><b>15,040円</b></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	0.951	<b>15,040円</b>	-	-	-	-	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">0.951</td> <td style="width: 50%;">15,040円</td> </tr> <tr> <td><b>0.947</b></td> <td><b>15,250円</b></td> </tr> <tr> <td><b>0.952</b></td> <td><b>15,590円</b></td> </tr> </table>	0.951	15,040円	<b>0.947</b>	<b>15,250円</b>	<b>0.952</b>	<b>15,590円</b>
0.951	<b>15,040円</b>													
-	-													
-	-													
0.951	15,040円													
<b>0.947</b>	<b>15,250円</b>													
<b>0.952</b>	<b>15,590円</b>													

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
<p>P273 雇保H25 問6 肢C 解説 表「給付制限期間（不支給）」の欄 上2行目</p>	<p>拒んだ日から起算して1カ月間を</p>	<p>拒んだ日から起算して1カ月を</p>
<p>P281 雇保H25 問4 イ 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント</span> 上1行目</p>	<p>被保険者等者</p>	<p>被保険者等</p>
<p>P641 国年H25 問10 肢B 解説 上4行目</p>	<p>停止されます</p>	<p>停止されます。</p>
<p>P929 雇保H18 問3 解説</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">60歳未満</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">100分の80</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">100分の50</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">60歳未満</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">100分の80</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↑↓</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 10px auto;">100分の50</div> </div>
<p>P939 雇保H25 問3 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注意</span> 上1行目</p>	<p>（日雇特例被保険者</p>	<p>（日雇<b>労働</b>被保険者</p>
<p>P967 健保H24 問6 解説 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注意</span> 上2～3行目</p>	<p>平成26年度の各事業年度についての、平成26年度にあつては当該年度開始前に、作成し、</p>	<p>平成26年度の各事業年度について、平成26年度にあつては当該年度開始前に、<b>当該事業年度について</b>、作成し、</p>